

原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造した場合、この原動機付自転車改造申告書を添付して登録申請していただく必要があります。

改造登録に必要な書類

1. 業者に改造を依頼した場合

- ・軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・現在登録中の場合は、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書及び標識
- ・原動機自転車申告済証（販売証明書）
- ・原動機付自転車改造申告書
- ・業者の作成した改造証明書

2. 自分で改造した場合

- ・軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・現在登録中の場合は、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書及び標識
- ・原動機自転車申告済証（販売証明書）
- ・原動機付自転車改造申告書

注意点

「原動機付自転車改造申告書」に基づき標識の交付を行いますが、これは税額の区分が変更になったことによるものです。今回の改造について走行性、安全性について藤井寺市が保障するものではなく、国土交通省で定める型式認定番号から外れますのでご注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は、地方税法第448条第1項の規定により罰せられます。なお、道路交通法上の扱いについてもご本人の責任で行ってください。

地方税法第448条第1項

（略）申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、5万円以下の罰金に処する。

問合先 藤井寺市総務部税務課税制担当

072-939-1111（代表）

072-939-1068（直通）